

## ドイツ連邦共和国「第二の建国期」と 「1968年運動」に関する若干の考察

安野 正明

### はじめに

ワイマル共和国の崩壊を引き合いに出すまでもなく、1945年までのドイツは政治体制が不安定で、西欧民主主義が根付かないという政治文化が支配的であり続けた。しかし現在は、ドイツがワイマル・デモクラシーの悲劇を繰り返すかもしれないと懸念する人はなくなったし、ドイツ人は政治家・研究者・その他一般市民を問わず、「ドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）には民主主義が根付いた」と誇らしく語るのが一般的であろう。すでに多く出ている戦後ドイツ通史の多くは、「西側世界の一員となり、民主主義を定着させたサクセス・ストーリー」として、「西欧への長い道のり」の最終章としてドイツ連邦共和国史全体を叙述している。現在ドイツで一般的であるところの、このような自己肯定的な戦後ドイツ史評価においては、この「民主主義の定着という成功」は大きな困難と抵抗なく達成され、1949年に建国されたドイツ連邦共和国の出発点から定まっていた当然の帰結である、ととらえられる傾向があるのではないだろうか。

ハンス・モムゼンは、このような考え方に懐疑的である。なぜなら、1945年後のドイツにおいてもワイマル時代と同じような反民主主義的政治文化、指導者原理に対する郷愁、政党支配に対する反感と嫌悪は、ナチズムに抵抗した人々も含めて、かつて思われていたよりも強く残っていたからである。ナチズムの崩壊は、民主主義の定着を自明としていたのではなく、身分的権威主義的体制への回帰を望む向きも決して弱くはなかった。ワイマル時代の議会に対する失望を引きずった「反議会主義」、政党への権力集中とナチ党独裁を結びつけての「反政党支配」、そして政治における大衆動員を嫌悪する「反大衆民主主義」、この三つの「反」の結合は反ナチズムと矛盾することなく結合していたドイツ的な政治文化であり、それは軍政が終結した1950年代に入って速やかに消滅の方向に向かうのが自明とは言えないほど強く1949年のドイツ連邦共和国成立時には残っていた<sup>1)</sup>。つまり、ドイツ連邦共和国の「第一の建国期」においては、ボン・デモクラシーの将来は必ずしも楽観的に展望はできなかったのである。

モムゼンの指摘を読んで、日本人のドイツ連邦共和国史研究者として、かねてから気掛かりであった一つの疑問が想起される。それは、戦後史における「占領改革」の位置づけと評価が日本と連邦共和国では大変に異なっているのではないか、ということである。日本の戦後民主主義の形成に「占領改革」が決定的インパクトを与えたという評価は、それを肯定的にとらえ

るか否かの対立はあっても、日本ではコンセンサスを得ていると言っていいだろう。「占領改革」は戦後民主主義のキーワードであり、「占領改革」でインターネット検索を試みれば、膨大な件数が一覧に並ぶ。

ドイツでは、このようなことはない。「占領期」(Bestzugszeit)や「占領統治」(Besatzungsherrschaft)という語はよく使われているが、「占領改革」を直訳した Besatzungsreform というドイツ語は、管見の限りではあるが、概念として成立していない。使われた例が皆無とは断言できないが、ほとんどお目にかかることのない語であると言って大過はない。「戦後民主主義の定着」のサクセス・ストーリーを語る場合、ドイツ人の歴史的記憶においては「占領」と「改革」が等号では結びついておらず、「占領のおかげで」という評価が極めて希薄なのではないだろうか。

つまり、1945～1949年の軍政期において「民主化・非軍事化・非ナチ化・非集中化」という占領目的実現のために占領軍政府によって行われた様々の施策は、「ドイツにおける民主化のために決定的影響を与えた占領改革」とは評価されていない。それは、ドイツの戦前からの政治文化を根本的に変えるには至らなかった、という歴史意識があるのではないだろうか。

戦後間もなくの世論調査で「ナチズムに対する一定の評価」を表明する結果が報告された例は少なくない。ワイマル・デモクラシーを崩壊させるに至ったドイツの反西欧民主主義的・権威主義的政治文化は、占領期の様々な試みにもかかわらず、連邦共和国が建国されてもまだ相当強く残存していた。ドイツ基本法はドイツ人が占領軍の実質的介入なしに書き上げた憲法であったにもかかわらず、1949年前後の「第一の建国期」におけるボン・デモクラシーは、まだ「自分たちのデモクラシー」とは受け止められていなかった。その意味で、「第一の建国期」におけるデモクラシーは、アイデンティティの極めて不明確なデモクラシーであった。

そのような1949年前後の「第一の建国期」におけるまだ危うい状態から、「自分たちのデモクラシー」として民主主義が定着した「第二の建国期」<sup>2)</sup>への「成功が必ずしも自明ではなかった曲折に富んだ道のり」として、ドイツ連邦共和国史は分析されるべきであろう。その「曲折に富んだ道のり」全体の解明は本稿で尽くせる問題ではないが、「自分たちのデモクラシー」としての民主主義の定着は、連邦共和国においては何を経ての、いつごろのことであったと言えるのであろうか。

本稿は、第1節でドイツ連邦共和国の1960年代における社会変動を若干の分野・団体を例に概観し、第2節で「1968年運動」<sup>3)</sup>のインパクトを問うことにより、この問題に対して試論的考察を行うものである。

## 1 1960年代の近代化過程のダイナミズム

アクセル・シルトは、ドイツ現代史を研究する際、専門の特定の時期をもっぱら研究するだけでは不十分で、20世紀全体を通底する近代化と近代の矛盾を問題にすべきである、と述べている。というのは、この矛盾の検討によってはじめて、特定の時期をドイツ史の連続と断絶の中に歴史的に位置づけることが可能となるからである<sup>4)</sup>。そして、ドイツ連邦共和国では1960年前後に「ダイナミックな近代化」というべき政治的文化的変化が現れていたことに注意を喚起している。本稿の考察ではまず、シルトの問題提起を念頭に、1960年前後に始まったドイツ連邦共和国の「ダイナミックな近代化」の諸相を概観する。

1950年はまだ全就業者の25パーセントが農業に従事していたが、その比率は1960年には14パーセント、1970年には9パーセントと減り続けた。労働者が被雇用者に占める割合は1955年に51パーセントと高い比率にあったが、1960年に48パーセント、1970年に47パーセントとなり、職員・官吏はこの間23パーセントから36パーセントへ増えた。1970年代になると、職員・官吏が労働者よりも多数を占めるようになった。

就労者の構成変化を見ると、1960年代は「ダイナミックな10年間」であった。少子高齢化の危機が叫ばれる昨今とは異なり、1960年には全人口の28.8パーセントが20歳以下だったのが1970年には31.1パーセントに上昇するという、若い活力に満ちた時代であった。と同時に、連邦共和国における外国人人口は1961年に約70万人（全人口のわずか1.2パーセント）だったのが、1973年には400万人（7.7パーセント）を越え、外国人労働者問題の深刻化が始まる時期でもあった。

1950年に約一億七千三百万ドルであった西ドイツのGDPは、1973年には約六億二千七百万ドルと3.7倍程度に増えた。この経済の拡大過程で、1960年代にドイツ連邦共和国の国民生活や社会は大きく変化した。たとえば、1960年時点で自家用車は450万台、これは1950年当時の約8倍であったが、1960年代の終わりにはさらにその約3倍の約1300万台に達し、1960年代に連邦共和国は大衆的な自動車社会に移行した。家庭向け耐久消費財も、例えば冷蔵庫は1962年段階で全世帯の52パーセントにしか普及していなかったが1973年に93パーセントに、洗濯機は同じ時期34パーセントから75パーセントに上昇した。1960年は住居80パーセントが浴室なしであったが、1972年は18パーセントに減った<sup>5)</sup>。

1950年代半ばはまだ週に6日働き、週50時間労働が一般的であったが、平均で1961年に46.2時間、1969年には44.9時間に減った。先駆け的役割を果たしたのは金属産業労組(IG-Metall)で、1966年に労働協約で週40時間労働が実現した。余暇を楽しむための制度作りも進み、「連邦休暇法」(Bundesurlaubsgesetz)が制定されたのは1963年であった<sup>6)</sup>。

自動車通勤をする労働者は1960年から1973年の間に22パーセントから66パーセントに増え

た。また、1964年は「男は仕事、女は家庭」に男性の75パーセント、女性の72パーセントが賛成であったが、1975年には男性の42パーセント、女性の35パーセントに減っていた。全般的に見て、1960年代にはその前後との「社会史的な断絶」が認められる<sup>7)</sup>。

経済成長に伴う生活の豊かさを多くの人が享受できるようになり、それとともに伝統的価値観が変容し始めたのが1960年代であった。しかし、このような数字の列挙を続けて、1960年代の連邦共和国の社会に大きな変化があったことが示されても、それだけで1960年代が「第二の建国期」であったという説明になるわけではない。連邦共和国成立後間もなくは、教育や家庭、女性の地位など社会のここかしこに残っていた「戦前との連続性」が1960年代にどうなっていたのかという観点から、いくつかの領域や組織を検討してみよう。

## 司 法

ワイマル時代からナチ時代を経て、戦後に「連続性」を強く持っていたものの代表として司法の世界が挙げられるだろう。ここに根本的な変化が生じたのは1960年代であった。単に「ナチ司法の過去」でなく、1962年のシュピーゲル事件への対応に見られる、官憲国家的かつ反民主主義的な伝統から逃れられない「ドイツ連邦共和国の司法の今」が批判の対象として意識されるようになったのである<sup>8)</sup>。

1950年代までの司法改革論議の不在状況を批判した人々<sup>9)</sup>の問題提起に発する1962/63年の論争、すなわち司法の公開性とナチ司法をめぐる論争が、司法の変化に影響を及ぼしていたということは、「1968年運動」に対する司法の対応に認められる。

1967年6月以降の学生運動に対して司法に強硬な判断を求める政府からの圧力を、ドイツ裁判官連盟(Richterbund)は拒否した。政治介入に対する抗議を理由としたのではなく、待遇改善などの要求も掲げてではあったが、1968年5月15日に約千人の判事と検事が抗議集会を行った。「ストライキ」という言葉は控えられたが、このような裁判官による抗議集会は前代未聞であった。待遇改善要求と、司法の役割を問い直す司法の民主化・近代化要求が密接に結びついて、ダイナミックな展開を遂げたのが1960年代後半の司法界であった。そして、1968年の法律家大会で「司法改革行動委員会」という団体が結成された。ドイツ連邦共和国基本法が制定されて20年、ようやく基本法の本質に則った司法改革、国民が近づきやすい司法への改革が緒に就いたのである<sup>10)</sup>。

また、大連立政権の下でSPDのハイネマン法相が主導して行われた刑法改正、帝政時代の枠組みが残存していた刑法の改正を通じて権威主義的ドイツ社会を自由化していこうという試みは、画期的であった<sup>11)</sup>。民主的な司法教育のあり方を含め、1950年代末までは司法改革論議は何もなかったかのようなものであったが、司法の社会的役割をめぐる議論は1960年代の終わ

り頃には1950年代までとは全く異なるものとなった。

## 労働組合

ドイツ労働組合総同盟（DGB）は、1949年に発足後しばらくの間はワイマル時代の労働組合の要求した「経済民主主義」に基づく「新秩序」との連続性の強い政治闘争、つまり資本主義という連邦共和国の基本秩序に反対する闘争を行っていた。このような基本的路線に基づく最後の大規模なストライキは1954年で、その挫折後、DGBは新しい路線に舵を切り替えていった<sup>12)</sup>。

その象徴的な変化は、DGB指導部における人事に即して言えば、1954年の挫折を機に従来の「新秩序要求」を代表していたヴィクトア・アガルツ<sup>13)</sup>のDGB内での影響力が凋落していったことに現れている。DGBがSPDに肩入れするのは当然と考えていたアガルツに対し、統一労組の原則を重視する社会的カトリックのオズワルト・フォン・ネル・プロイニングは厳しい批判を加えた<sup>14)</sup>。

とはいえ、1950年代半ばのこの時期に従来からの「新秩序要求」を完全に放棄して「プラグマティックな労働協約要求」に急転換したというのではなく、この二つの要求の間のどこにDGBの基本路線を持っていくかの模索と綱引きがしばらく続いていた。1955年のDGBの行動綱領は、そのような過渡期的状況を表現していた。この行動綱領では「賃金、長期休暇促進、労働時間短縮」要求が中心に据えられているが、戦後初期の「新秩序」を求めるレトリックもまだ消えてはいない。ゆえに、ゴードスベルク綱領で「新秩序」を求めるレトリックをSPDは消し去ったとして、ゴードスベルク綱領を批判する論争が1959年直後はDGBによって行われた<sup>15)</sup>。

1950年代半ばからの大きな変化は、DGB全体としてではなく、産業別組合ごとの動きが議論の中心になってきたことである。牽引車となったのは、産業別労組で最大の勢力を誇った金属労組（IGメタル）であった。金属労組が主導した労働協約（Tarifvertrag）である1956年の「プレーメン協定」は「成長促進型賃金政策」と呼ばれ、「定期的な昇給、生産性向上促進と抱き合わせでの漸次的な労働時間短縮」を骨子としていたが、これは1960年代に各産業別で一般化していく労働協約の原型となった。

ワイマル共和国における「経済民主主義」構想の系譜に連なる「新秩序要求」はこのような労働協約において姿を消し、合意された労働協約という大枠の中で、被雇用者の賃金・生活条件の改善を要求する「現実的路線」が前面に出るようになった。この流れを受けて、ドイツ連邦共和国基本法の秩序に対案を提示する「新秩序」については沈黙し、労働組合運動の最終目標の提示を放棄したDGBのデュッセルドルフ綱領（1963年）がDGB全体の変化を象徴し、

SPD のゴードスベルク綱領に相当する歴史的綱領として登場したのである<sup>16)</sup>。IG メタルを先導者として、ドイツの労働組合は1960年代に「ブルジョワ国家に対する限定的反対勢力」から「この国家との限定的協力勢力」へと変貌した<sup>17)</sup>。

ワイマル時代まで強力に存在していたサブカルチャーとしての労働者文化は、ナチ時代に民族共同体の平準化政策によって解体の方向に向かってはいた。しかし決して1945年で消滅していたとは言えないのであって、連邦共和国における秩序の安定に寄与する、古い労働者文化と古典的労働運動の最終的消滅は、戦後の相当に緩慢な過程を経ての1960年代であった<sup>18)</sup>。

## カトリック

1949年に成立したドイツ連邦共和国において、カトリックは幸福な時を過ごしていた。というのは、連邦共和国のカトリックは、1871年のドイツ統一以後の歴史において、初めてマイノリティの地位から脱却したからである。文化や社会、そして政治の舞台でも、カトリックの影響力が強まったのは、プロイセンが消滅した戦後に新しい特記すべき変化であった。また、1960年代の中頃までは、カトリック世界は全体として近代化による社会変動の圏外に位置しているように見えた。近代化の波は堅いカトリックのまとまりに何か新しいものを加えるとしても、カトリックの確立された中身を根本的に変えるものではない、という楽観的な考えが主流であった<sup>19)</sup>。

しかしドイツ社会で、カトリック教会ほど1960年代に激しく揺さぶられた集団・組織はなかったのではないかとされる。1962年の第二バチカン公会議の開会はカトリック教会の現代社会への新たな対応に道を開くと希望を持って迎えられたが、ローマ法王が中絶だけでなく避妊を批判した1968年の回勅 *Humanae Vitae* は、多くの信徒を失望させた。この年のエッセンにおけるカトリック信徒大会では信徒の不満が爆発し、この回勅はドイツ・カトリック内部に公然たるコンフリクトを引き起こした<sup>20)</sup>。

1950年から1960年代半ばまでは、カトリックの教会脱退者は少なかった。毎日曜日教会に行くというカトリック信徒の84パーセント、カトリック信徒全体で52パーセントが、1967年時点の調査で「自分は教会に忠実な信者である」と答えていた。ところが、1960年代半ばから60年代終わりにかけて「突然に」といって過言でない激変として、カトリック教会の信徒に対する統合力の低下が現実のものとなった。カトリック教会からの脱退者は1966年には22,000人だったのが、1970年には70,000人と4年間の間に3倍になった。また、1968年から1973年までの間に、毎日曜日に教会に行くというカトリック信者は3分の2に減った。同時期、16歳から29歳までの年齢では半減していた。これは、1960年代後半に始まったドイツ連邦共和国社会の変動がいかに大きかったか、またその変動がいかに強くカトリック教会を捉えていたかを示している。

人が急に宗教に無関心になったというのでは必ずしもないが、この変化は、ビスマルク時代の文化闘争の中で鑄造されたカトリックのミリュール、教会と信徒の一体性が1960年代後半以後解体していったことを示す<sup>21)</sup>。

CDU/CSU とカトリック教会との間の、排他的と言って良いほどの強い結合関係が緩んだのも1960年代であった。旧東ドイツ（ドイツ民主共和国）のプロテスタント優位の地域、そこは同時に19世紀以来のSPDの金城湯池を多く含んでいたが、そこが喪われ、カトリック地域の相対的比重が増した連邦共和国では、先述したようにドイツ史では画期的なことにカトリックがマイノリティではなくなっていた。つまり、連邦共和国ではCDU/CSUとカトリック教会との間の排他的結合関係が維持されている限りは、カトリック地域でSPDが選挙でCDU/CSUを凌ぐ支持を獲得するのは困難な状況が続いていた。SPDがCDU/CSUの後塵を拝し続け、「万年野党」の座を定められたような1950年代までの連邦議会選挙結果の一端は、そこに構造的な要因があった。

SPDはカトリックとの敵対的關係が改善されない限り政権政党にはなれず、国民政党として発展できないという自覚を持って1959年のゴータスベルク綱領制定に向かい、カトリックとの和解に努力を重ねていた<sup>22)</sup>。その成果が現れるのが1960年代であり、1964年3月にヴァチカンでローマ法王パウロ六世とSPD代表団との謁見が実現した。また、1966年にゲオルグ・レーバーが初めて社会民主党員としてドイツ・カトリック中央委員会（Zentralkomitee der deutschen Katholiken）の構成員に選ばれ、1969年6月には当時のカトリック司教会議議長がSPDの党大会に、その成功を祈るメッセージを送るまでになった<sup>23)</sup>。これは10年前にはとても考えられなかったことで、この年、SPDのブランドが首相となる連立政権が誕生する。

1950年代はまだ固く保たれていたカトリック教会と信徒との一体性が1960年代後半以後解体していっただけでなく、1960年代は政党とカトリック教会との組織的關係、保守的な政治的カトリシズムの宗派的ミリュールも激変し、解体の方向に向かっていたのである。1960年代の初頭、CDU/CSUの党員の三分の二は活動的なカトリック教徒であったが、10年後はそのような党員は過半数を割っていた。他方、SPDの方もこの10年間で労働組合に組織された党員は全体の55パーセントから45パーセントに減っていた<sup>24)</sup>。

労働者文化とカトリックのミリュールという近代ドイツの二大サブカルチャーは、解体のテンポは決して同時並行的ではなかったが、ともに解体したのは1960年代であった。特にカトリックに関しては、1966～1969年の大連立政権の時代における変化が顕著であった。カトリシズムと社会主義、教会と労働運動は1960年代に構造的および文化的な近代化の波に洗われていたのだが、CDU/CSUよりもSPDの方がこの変化から利益を得ることができた。ラインラントやルール地方を含むノルトライン・ヴェストファーレン州でSPDのヘゲモニーが1960年代に確

立していくが、SPDはカトリックのミリュウの緩みから利益を得て、宗派的な限界を克服して国民政党になることに成功したのである。

本稿で扱った組織や分野はドイツ社会の一部に過ぎないが、1960年代、特にその中盤以降の社会における価値変動は全般的に「伝統との断絶」というにふさわしい。1945年後も基本的に変わずに連邦共和国に連続していた様々な分野での伝統的価値や規範の多くが維持されなくなったのが、この時期であった。では、その変革期において、「1968年運動」はどのようなインパクトを与えたのであろうか。

## 2 「1968年運動」のインパクトと政治文化の変容

1968年は、ナチ犯罪に対する時効廃止問題、刑法改正問題が右派を刺激していたし、1966年の大連立政権成立の一要因ともなった極右政党の台頭をめぐる問題もあった。また、1956年に禁止された共産党の再結成が連邦共和国で認められたのも1968年であり、この一国に限定しても様々なことがこの年に噴出していた。「1968年運動」は多面的な側面と広がりを持っていて、学生運動に尽きるものではないが、この年を象徴するのが西ドイツにおいては非常事態法反対運動であったので、その主たる担い手であった学生運動を中心に本稿では「1968年運動」を論じる。

戦後ドイツ史を勉強していると、「1968年運動」がその後のドイツ連邦共和国をより民主的で開放的な方向に変えたと肯定的評価を与えている研究が多いことに、驚きにも似た印象を持つ。たとえば、1990年10月3日「ドイツ統一の日」の記念演説で、「保守政党」であるキリスト教民主同盟（CDU）のヴァイツゼッカー大統領は、1960年代終わりの若者の反乱を、多くの傷にもかかわらず、社会における民主主義的な関与の深まりに寄与したがゆえにドイツ連邦共和国成功の歴史の礎石であると評価した<sup>25)</sup>。1968年といえば、日本でも学生運動が高揚した年であったが、現在それに対して同じような評価が与えられることはまずない。

「1968年運動」の意義として、それがドイツ社会の民主化に寄与したことが指摘されるが、1969年のブランド政権の成立、連邦共和国における初の政権交代は、一般的に民主主義の定着を示すと言われる。では、「1968年運動」はブランド政権の成立とどのような関係にあったのであろうか。しばしば、「1968年運動」は翌年の選挙におけるSPDの勝利、アデナウアーに象徴される古い、権威主義的なドイツのイメージの対極にあるブランド首相の誕生に貢献したかのように語られ、SPDもCDU/CSUと比べて学生運動に対して比較的開かれた態度を取っていたと言われるが、「1968年運動」と1969年の政権交代の関係はどうとらえられるべきであろうか。



1968年5月に非常事態法が制定されてから、1968年秋以後、「1968年運動」を担ったAPO（議会外反対運動）に結集していた様々な団体や個人は、大ざっぱに分けて三つの方向に分裂した<sup>26)</sup>。一つは、数的には極めて少数派であったが、「テロリスト」となってRAF（赤軍派）を結成した人々がいた。次に「新しい社会運動」へ向かい「緑の党」を押し上げていく流れがあった。RAFは「1968年運動」に内在した「暴力」のネガティブな側面、「新しい社会運動」は「1968年運動」のポジティブな側面を代表するが、この二つのグループは目立つ存在ではあっても、APOの末裔の多数派ではなかった。第三の、圧倒的多数派は、平穏な市民生活に戻りながら、SPDの「改革政治」に期待を寄せてブランド政権を支持した人々である。

彼らは、アデナウアー時代の老人支配が過去のものになったことを告げ知らせたブランド首相の登場を、感激をもって迎えた。反ナチ抵抗運動の闘志であったブランドは、アメリカのケネディ大統領の遺したイメージと重ね合わされ、若者の思いを受け止めてくれる政治家のように写っていた。また、この「第三のグループ」の投票行動が1969年や1972年の選挙におけるSPDの勝利に貢献し、1969年以降数年続いたSPDの黨員増も彼らに負うところが大きかった。これは、事実である。しかし、このゆえに、「1968年運動」がブランド政権樹立の追い風になった、CDU/CSUとは異なりSPDは「1968年運動」に対して比較的開かれた態度を取っていたとして、「1968年運動」と翌年のブランド政権樹立の間に「正の相関関係」を見る歴史解釈が成り立つかは別の問題である。

1967年6月イラン国王の西ベルリン訪問に反対したデモと警官隊の衝突でオーネゾルクという学生が殺害された事件以後、1968年末までのSPD幹部会（Parteivorstand）の議事録を見る限り、ブランドも含めたSPDの指導者たちは、ごく一部の例外を除き「1968年運動」に冷淡、というよりは極めて敵対的であった<sup>27)</sup>。

議会外反対派（APO）の過激分子は、社会ファシズム論を掲げたかつてのコミンテルンと同じように「SPDをまずたたけ」と主張していると、憎悪をむき出しにした議論も散見される。過激学生の少数派による暴動、この法に反した行動は新しい独裁に道を開く危険をはらんでいることを世論に明確にアピールしなければいけないと、SPD指導部は考えていた。「1968年運動」に内在した暴力性、秩序勢力を挑発して内乱的状况を惹起せしめんとしたドゥチュケに率いられた社会主義ドイツ学生同盟（SDS）の行動を、SPDは「暴力反対」という一般原則からだけでなく、直近の選挙における深刻な危機要因として排撃した。

というのは、ドゥチュケのような左翼過激派の暴力に対する嫌悪と不安から秩序安定を求めて一般市民は右傾化し、SPDから離反する人々が増えることをSPDは恐れていたのである。「1968年運動」の暴力を強調するシュプリングー系の『ビルト』を始めとする保守的マスメディア

アの巧みな情報操作もあって、「1968年運動」は市民に民主化の希望よりも恐れを与えていた。つまり、「1968年運動」の影響を受けて、1969年秋に予定されていた連邦議会選挙において CDU/CSU に負けるのではないかと、という不安に SPD はかられていた。その懸念は、1968年10月のバーデン・ヴュルテンベルク州議会選挙における予想以上の大敗によって強められていた。

よって SPD 指導部は「1968年運動」の最中にあるには、この運動と接点を持つことがないように、またその疑いを毫も持たれないように、細心の注意を払っていた。「一線を描く」どころではない敵対関係が、「1968年運動」と SPD の間にはあった。SDS のデモに参加した SPD 党員は、除名処分を受けた<sup>28)</sup>。「1968年運動」は SPD に激しい混乱と動揺、それに対する過剰とも言える反発、そして SPD 自身とその伝統的支持者の右傾化をもたらしていた。1969年の SPD 主導政権への交代は、「1968年運動」の追い風によってではなく、「1968年運動」にもかかわらず実現したというべきである。

「1968年運動」の後、平常の市民生活に戻った APO 支持者の多くが SPD に入党したことは、短期的には党員増という意味で、その限りでは SPD の勢力拡大に寄与した。しかし、SPD は新左翼の没落から利益を得たとは必ずしも言えない。ブランドは1969年、首相としての最初の施政方針演説で「実験を恐れるな」(keine Angst vor Experimenten) と呼びかけた。これは1957年選挙でアデナウアー首相が掲げた「実験をするな (keine Experiment)」という有名なスローガンを念頭に置いての発言であろうが、1970年代は「もっと民主主義を」(mehr Demokratie) という大いなる約束に対応した「大いなる期待の時代」として幕をあげた。

しかし、ブランド政権の改革は、ユートピア思想的な「1968年運動」の理念とは関係なく、SPD の奉じた社会工学的なプラグマティズムと、イデオロギー的には分裂しているパートナーとの僅差の議会多数派で連立を維持するための計算によるものが多かったから、「1968年運動」を忘れていない新入り党員は SPD に失望することになる。社会を揺さぶった「1968年運動」は、その思想・綱領も実践・行動も抽象的に革命的だったのであって、従ってアカデミック・アフターとしての限界があり、その問題提起を現実政治の改革過程に入れることはできなかった。1970年代に SPD に入っていた「若い教条主義者」の反乱も、その性格と限界を引き継いでいた。「1968年運動」世代の新入党員は SPD 左派との協力の余地も見いだせず、あり余る欲求不満のエネルギーを抱えた「若い教条主義者」の反乱は、1970年代に入ってからミュンヘンやフランクフルトなどの大都市における SPD 政権の地盤崩壊をもたらした<sup>29)</sup>。つまり、「1968年世代」の流入に伴う党内紛争を通じて政権獲得後 SPD は弱体化し、連邦共和国の社会全体としても「保守的後退」の流れを強めることにつながった。

1970年代中葉からの経済停滞、大量失業発生がこの傾向を一層促進し、大衆は「もっと民主主義を」よりは「もっと安全を」を求めるようになった。日本では1972年の浅間山荘事件が「1968年運動」のネガティブな帰結とされるが、日本の1972年に相当するのは連邦共和国では1977年であろう。「1968年運動」の鬼子であるRAFによるテロが社会を揺るがしたこの年の「ドイツの秋」は、西ドイツ社会の一層の保守化を促進し、1982年の保守政権への交代に行き着いた。

「1968年運動」が高揚していた頃、当時のSPD指導部が選挙に対して抱いていた懸念は、1969年選挙の際には顕在化しなかったが、1970年代を通じて現実のものとなり、社民・リベラル政権の崩壊をもたらすこととなったのではないだろうか。「1968年運動」のインパクトと政権交代の関係を考察するなら、1969年よりもむしろ1982年の方につながりがあるのではないだろうか。いずれにせよ、「1968年運動」と1969年の政権交代との間には正の相関関係はなく、「1968年運動」が翌年の社民・リベラル政権成立の追い風となったという説、1969年の政権交代を促す民主化気運を高めたという議論は成り立たない。では、「1968年運動」のポジティブなインパクトはどこにあったのであろうか。「1968年運動」は短期的には民主化促進要因ではなかったが、中長期的にはどう評価されるのであろうか。

「1968年運動」には多数の若者が、決して大学だけではなくいろいろな場でデモに参加したが、その中核は、多く見積もっても2万人程度で、そのうち4,000～5,000人は西ベルリンの者であった。SDSは、最盛期でも登録されたメンバーは約2,500人であった。つまり、「1968年運動」は同時代的には決して大衆運動ではなかった<sup>30)</sup>。

「1968年運動」の挫折と崩壊をもたらしたのは、第一義的には、暴力のエスカレーションであった<sup>31)</sup>。それに伴う、分裂と動員力の喪失であった。「1968年運動」についてイメージを得ようと思えば、映像と写真を集めれば、際立つのは暴力を写した写真であり、映像であろう。暴力以外の要素、特にその現場で盛んであった対話については、不当な程度にしか伝えられていないが、「1968年運動」に伴う様々な事件をミクロ的にたどれば、暴力と破壊を伴う民主的とは言えない示威行動が突出していた。

ゆえに、進歩的な知識人であるハーバーマスの口から「左翼ファシズム」という刺激的な言葉が飛び出したのである。彼がこのような言葉を残したのは、イラン国王訪独反対デモの渦中で西ベルリンの警察に殺害されたオーネゾルグの葬儀の後であった（1967年6月9日）。この場において学生運動のリーダーであったドゥチュケが、民主主義を掲げながらテロや暴力を容認するような矛盾を犯し、またエリート主義かつ権威主義的な要素を運動に持ち込んでいることに対して自己反省を求めたのが、ハーバーマスの「左翼ファシズム」発言であった。「あれは非常に勇気あるテーゼでした。左翼全体主義と右翼のそのあいだに共通性を見ようとした

のですから。実際問題として、学生運動には一部こうした側面があった<sup>32)</sup> (シュナイダー) ののである。

ハーバーマスの「左翼ファシズム」論は、発言当時西ドイツの保守的メディアによってさかんに取り上げられたが、ハーバーマスは「1968年運動」の高揚が収束した後、この運動がドイツにおける民主社会の発展に果たした役割が大きかったというポジティブな側面の評価を強調するようになり、「左翼ファシズム論」は放棄された。彼によれば、1967年までの潜伏期間の後に爆発したのが「1968年運動」だったのであり、この「爆発」がドイツ社会における「根本的な自由化」の最初の原動力となったというのである<sup>33)</sup>。「ダイナミックな近代化」過程の帰結として「1968年運動」を捉えるよりも、ハーバーマスが言うところの「爆発」が「ダイナミックな近代化」を触媒的に加速し、政治文化変容の転機となった。

この「爆発」はごく短期的には連邦共和国の広範な層に嫌悪を呼び起こしたが、「爆発」の与えたインパクトとして看過できないのは、これを画期として異議申し立ての抗議行動が、連邦共和国でも政治的行動様式の一部と見なされるようになっていったことである。換言すれば、連邦共和国では「1968年運動」を期に他の西欧諸国、たとえばフランスでは「5月革命」を待たずしてすでに「政治行動のレパートリー」になっていたことが、ようやく認知され、達成されたのである。この意味において、「1968年運動」によって、ドイツの政治文化の西欧化は一挙に進んだと言えるのではないか。

このような文脈の中で、「民主主義なんて、信じていられなかった。ところが、結果が面白いのです。革命志向で、残念ながら民主主義的とはいえないこの運動が、機能不全に陥っている民主政治と衝突した結果として、民主主義の活性化が起きたのです。これが、今日からみて批判せざるを得ない面があるとしても、68年運動の大きな功績です<sup>34)</sup>」という「1968年世代」のペーター・シュナイダーの言葉は理解される。ハーバーマスとシュナイダーは、「1968年運動」の渦中であっては相互に非難を応酬し対立する立場にあったが、回顧して歴史的に「1968年運動」を連邦共和国の民主化過程に位置づける段になって、評価を同じくするに至ったのである。

シュナイダーは「1968年世代」の一人であり、「1968年運動」をめぐる言説は、当初は彼のような元活動家達の発言に規定されてきたが、1990年代末以降になってようやく、「1968年運動」は歴史学においても徐々に本格的な研究の対象になってきた。マンフレート・ゲルテマーカーは、1999年に刊行された戦後ドイツ通史の第5章に「共和国の創り直し」(Umgründung der Republik) というタイトルを付けた<sup>35)</sup>。このタイトルは「連邦共和国の第二の建国期」と意識して差し支えない概念だが、この章で扱われているのは若者の抗議運動が高揚した1967/68年以降の時期であり、「第二の建国期」と「1968年運動」との密接な関係が含意されている。

## おわりに

「1968年運動」は1960年代の価値変動と世代間対立（親の世代は官憲国家的、子は参加民主主義志向）が相互に影響し合ったプロセスであり、「ドイツを変えた『1968年運動』」とポジティブに評価する人が多い。とはいえ、「1968年運動」が反議会主義と政治的ロマン主義を賞賛していたのは、ドイツに伝統的な反民主主義の系譜に連なるものであると、「1968年運動」に対して現在でも批判的に断罪する向きもなくはない。また、「1968年運動」は「実際に起こったイベント」ではなく「神話」にすぎないと捉える見解もある。それによれば、「1968年運動」それ自体に限定して考えた場合、そのゆえに変わったものはほとんどなかったし、「1968年運動」それ自体は実体のないものであった。にもかかわらず、後にすべてを変えたかのごとく「神話化」されたのが「1968年運動」なのであって、「1968年運動」とは実際に起こったことよりも、それがいかにして「神話化」され象徴化され、どのような多義的な意味が付与されたかにおいて興味深い、と論じる<sup>36)</sup>。

確かに、政治革命を目指した「1968年運動」それ自体は失敗であり、それによって直接的かつ極めて短期的に変ったポジティブなものはなかったかもしれない。しかし、「神話」という概念では適切さを欠く政治文化の変化が、「1968年運動」の中長期的な帰結として連邦共和国には生じたのである。

ドイツ連邦共和国においては経済復興と議会制民主主義の制度的定着にもかかわらず、1950年代はまだ官憲国家的・権威主義的行動様式とそれを支えるメンタリティ、伝統的政治文化が残存していたが、そのような政治文化を解体へ導いた決定的な一撃が「1968年運動」であった。というのは、これ以後、抗議文化の社会への浸透とともに、草の根レベルの市民生活・公共の場で権威的な画一主義を否定し、批判的な政治議論を展開し政治に参加することは、「1968年運動」のような挑発的な抗議スタイルと示威行動を取らずとも、社会においてあたりまえのことになっていったのである。換言すれば、アイデンティティの不明確な、「第一の建国期」における「占領軍の指示による民主主義」が市民の手によって乗り越えられ、「自分たちの民主主義」に変わっていく「第二の建国期」の画期として、ドイツ連邦共和国の「1968年運動」は歴史的に位置づけられるのではないだろうか<sup>37)</sup>。

## 付記

本稿は、平成19年度科学研究費補助金・基盤研究（C）「西ドイツ『第二の建国期』におけるドイツ社会民主党の変容」による研究成果の一部である。

注

- 1) Hans Mommsen, "Von Weimar nach Bonn: Zum Demokratieverständnis der Deutschen," in: Axel Schildt/Arnold Sywottek(Hrsg.), *Modernisierung im Wiederaufbau: Die westdeutsche Gesellschaft der 50er Jahre*, Bonn, 1993, S.752ff. Hans Mommsen, "Der lange Schatten der untergehenden Republik: Zur Kontinuität politischer Denkhaltungen von der späten Weimarer zur frühen Bundesrepublik," in: K. D. Bracher/M. Funke/H. -A. Jacobsen (Hrsg.), *Die Weimarer Republik 1918-1933*, Düsseldorf, 1987, S.554ff, 565ff, 571ff.
- 2) 1960年代後半, 大連立政権の時代の諸改革や社会変動を念頭に置いてヘルガ・グレービングは「第二の建国期」(die zweite Gründung der Bundesrepublik) という概念を使っている。Helga Grebing, *Die deutsche Arbeiterbewegung zwischen Revolution, Reform und Etatismus*, Mannheim, 1993, S.70. また, 平島健司氏は, 本稿と同じ問題関心からではないが, 氏の執筆された戦後通史のなかで「東西ドイツが, 相互に微妙に影響を及ぼしあって改革を志向する移行期」として1960年代をとらえ, 東西ドイツを視野に収めた1960年代の叙述(第9章第4節)に「60年代—第二の建国期」という標題を付けておられる。木村靖二編『ドイツ史(新版)』(山川出版社, 2001年)。
- 3) 引用する論者がこの概念を使用しているか否かに関わらず, 1968年前後に高揚した学生運動を中心とする抗議運動を概括して, 本稿では「1968年運動」という概念を用いる。
- 4) アクセル・シルト(熊野直樹訳)「20世紀ドイツにおける近代の諸問題」『歴史評論』No.645(2004年1月), 2頁。
- 5) Axel Schildt, "Die 60er Jahre in der Bundesrepublik," in: Axel Schildt/Detlef Siegfried/Karl Christian Lammers (Hrsg.), *Dynamische Zeiten: Die 60er Jahre in den beiden deutschen Gesellschaften*, Hamburg, 2000, S.24-29.
- 6) Wolfgang Schroeder, "Industrielle Beziehungen," in: *Dynamische Zeiten*, S.501f.
- 7) Klaus Schönhofen, "Aufbruch in die sozialliberale Ära: Zur Bedeutung der 60er Jahre in der Bundesrepublik," *Geschichte und Gesellschaft*, 1999/ Heft 1, S.135.
- 8) Jörg Requate, "Zur Debatte um den Reformbedarf der Justiz," in: *Dynamische Zeiten*, S.430.
- 9) たとえば, 政治家としては, SPD を代表する法律家であったアドルフ・アルント(Adolf Arndt), ナチ司法の追求と司法改革を結びつけようとしたフリッツ・パウアーが代表的である。また, 裁判官として, 1960年代から始まった司法改革論議に積極的に関わった代表的人物としてルドルフ・ヴァッサーマン(Rudolf Wassermann)をあげることができる。
- 10) Jörg Requate, *a.a.O.*, S.439f.
- 11) Rudolf Morsey, *Die Bundesrepublik Deutschland: Entstehung und Entwicklung bis 1969*,

München, 2000, S.110.

- 12) Wolfgang Schneider, *a.a.O.*, S.500.
- 13) SPD 再建時のシューマッハーの側近として「新秩序要求」の立場から SPD の計画経済政策を代表する存在であったが、1950年代には活動の拠点を党から労働組合に移し、左派を代表して1948年から1955年まで DGB の経済研究所所長を務めた。1955年に DGB 内の論争に敗れ、経済研究所所長の地位から退いた。1957年には東独と内通した嫌疑で、国家反逆罪に問われた。この裁判では後の大統領、グスタフ・ハイネマンが弁護士を務めて無罪判決を勝ち取ったが、アガルツの没落は、1950年代前半はまだ一定の影響力を持っていた左派の「新秩序要求」勢力の退潮を象徴的に示す。
- 14) Wolfgang Schneider, *Katholizismus und Einheitsgewerkschaft*, Bonn, 1992, S.169ff.
- 15) Wolfgang Schneider, "Industrielle Beziehungen," S.500.
- 16) Ebenda, S.501f.
- 17) Ebenda, S.518.
- 18) Klaus Schönhofen, *a.a.O.*, S.136.
- 19) Karl Gabriel, "Zwischen Aufbruch und Absturz in die Moderne," in: *Dynamische Zeiten*, S.540.
- 20) Ebenda, S.528f.
- 21) Ebenda, S.537ff.
- 22) 安野正明『戦後ドイツ社会民主党史研究序説』（ミネルヴァ書房、2008年）、267～272頁。
- 23) Klaus Schönhofen, *a.a.O.*, S.138
- 24) Ebenda, S.140.
- 25) Gerd Koenen, *Das rote Jahrzehnt*, Frankfurt am Main, 2002, S.22.
- 26) Manfred Görtemaker, *Geschichte der Bundesrepublik Deutschland*, München, 1999, S.490f.
- 27) 1967～1968年の党幹部会議事録（Protokolle der Parteivorstandssitzungen）はボンの社会民主党文書館（Archiv der sozialen Demokratie）で閲覧できる。
- 28) Horst Ehmke, *Mittendrin*, Berlin, 1994, S.82.
- 29) ペーター・レッシエ、フランツ・ヴァルター（岡田浩平訳）『ドイツ社会民主党の戦後史』（三元社、1996）、416頁以下。
- 30) Gerd Koenen, *a.a.O.*, S.18.
- 31) Ingrid Gilcher-Holtey, *Die 68er Bewegung*, München, 2001, S.122.
- 32) 三島憲一編・訳『戦後ドイツを生きて：知識人は語る』（岩波書店、1994）、194頁。
- 33) 井関正久『ドイツを変えた68年運動』（白水社、2005）、152頁。

安野正明

- 34) 三島憲一編・訳, 前掲書, 194頁。
- 35) Manfred Görtemaker, *Geschichte der Bundesrepublik Deutschland*, München, 1999, S.475ff.
- 36) Elizabeth L. B. Peifer, "1968 in German Political Culture, 1967-1993: From Experience to Myth," Dissertation(the University of North Carolina at Chapel Hill), 1997. p.4f.
- 37) Knut Nevermann, "1968-die zweite Geburt der Demokratie," in: Reinhard Appel (Hrsg.), *50 Jahre Bundesrepublik*, Köln, 1999, S.48-51.



## Einige Überlegungen über “die zweite Gründung der Bundesrepublik” und “68er Bewegung”

YASUNO Masaaki

Die Bundesrepublik Deutschland ist jetzt ein demokratischer Staat, dessen Untergang oder Auflösung der Demokratie man kaum vorstellen kann. Man betrachtet im allgemeinen die Demokratisierung der Bundesrepublik als Ergebnis der normalen Entwicklung nach 1945, die ohne grosse Schwierigkeiten und ernsthafte Widerstände erreicht wurde.

Nach der Forschung von Hans Mommsen war jedoch die Zukunft der Demokratie in der Bundesrepublik einige Zeit nach der Gründung des Staates sehr unsicher. Das heißt, die traditionelle antidemokratische politische Kultur ist noch am Anfang der 50er Jahre in der Bundesrepublik stärker geblieben, als man normalerweise denkt

Nun, wann und wodurch ist die Demokratie in der Bundesrepublik fixiert worden? Das ist eine schwierige Frage, die ich in diesem kurzen Aufsatz leider nicht ausführlich beantworten kann. Es ist jedenfalls erforderlich, die Geschichte der Bundesrepublik nicht als mühelosen und leichten Weg, sondern als verschlungenen und schwierigen Weg zur Demokratie zu schreiben.

Als Vorbereitung dieser Aufgabe habe ich mich im ersten Kapitel dieses Aufsatzes mit den charakteristischen Merkmalen und gesellschaftlichen Veränderungen der dynamischen Modernisierungsprozesse der 60er Jahre der Bundesrepublik beschäftigt, besonders als Beispiele im Bereich der Justiz, Gewerkschaften und katholischen Kirche. Diese Zeitperiode wird als “Bruch mit der Tradition” bezeichnet.

Im zweiten Kapitel sind die Einflüsse und Wirkungen der “68er Bewegung” im Bezug auf die gesellschaftlichen Veränderungen der 60er Jahre der Bundesrepublik analysiert worden. Die “68er Bewegung” wurde damals undemokratisch durchgeführt und ist mit Gewalt gescheitert. Das ist zwar eine Tatsache, aber es handelt sich in diesem Kapitel darum, welche Nachwirkungen diese “Explosion” hinterlassen und welche Zusammenhänge die “68er Bewegung” mit der “zweiten Geburt der Demokratie” gehabt hat.